

令和 2 年 度

配 委 第 15 号

水道台帳作成業務

業 務 委 託 設 計 書

工 事 概 要	・管路図作成 9.2 km	
特 記 事 項		
	設 計 額	
工 事 価 格		
消 費 税 相 当 額		
設 計 金 額		
		小 矢 部 市

水道台帳作成業務
仕 様 書

小矢部市上下水道課

水道台帳作成業務

仕 様 書

1. 目的

本業務の目的は、小矢部市が維持管理を行う導水管、送水管、配水管及び水道使用者が維持管理を行う給水装置（以下水道管路施設という。）に関する資料の整理及び構築の一環として行うものであり、令和元年度の小矢部市全域の水道管路施設情報を対象とし、現在保管されている水道台帳管路図を作成及び管路追加修正し、住民サービスの向上を図るものである。

2. 概要

2-1. 業務概要

令和元年度の竣工資料のすべてを閲覧し、水道台帳管路図との相違点等の補修正を実施し、台帳の精度向上を行うこと。

水道管路施設の本業務に従事する者は、着手前に経歴書を提出し、発注者の承認を得た者とする。また調査中、発注者が不適任と認めた場合は要員の交替を命ずる場合もある。なお、竣工資料である閲覧資料等については貸し出し可とするため、小矢部市役所内および近隣に常駐し、返却要望にも即対応しなければならない。また、貸し出し資料については善良な管理者の注意をもって使用すること。

主任技術者	測量経験	10年以上
測量技師	〃	3年以上
測量技師補	〃	2年以上
測量助手	〃	1年以上

2-2. 着手関連書類

受託者は契約の日から7日以内に作業工程表を提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、業務遂行にあたり、現場従事者は受託者の社員である証明も提出すること。

2-3. 業務期間中における手続き及び留意事項

- (1) 業務期間中は定められた日報（作業内容・作業員数・作業時間等）を監督員に提出すること。
- (2) 業務期間中の資料返却要請については、監督員の指示に従い早急に返却するものとする。
- (3) 現地調査の際には、身分証明書及び腕章を携帯するものとする。又、宅地内に入る必要がある場合は、目的及び調査内容を説明し了解を得るものとする。
- (4) 使用機器については、すべての機器点検表（ISO等に準ずる方式）を作成し、承認願いとして提出し、監督員から承認を得なければならない。
- (5) 受託者は調査中事故が発生した場合は、臨機適切な処置をとり、速やかにその旨を監督員に報告しなければならない。
- (6) 受託者は業務中、第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならない。

3. 業務内容の説明

業務内容説明は次のとおりである。

3-1. 打合せ・計画準備

作業に入るまでに仕様書に従い、最も効率的な作成業務を推進するための作業計画の検討・立案を行う。

3-2. 資料収集整理

令和元年度の竣工資料の閲覧及び各種の資料整理状況・作成内容の詳細確認等を行う。

3-3. 管路図作成・照査

資料を基に水道台帳管路図との相違点等の補修正を実施し、台帳の精度向上を行う。

3-4. その他

- (1) 水道配管図見出（小矢部市全図）を明瞭にすること。
- (2) 作成追加修正する水道台帳管路図上の町内名（字名）にふりがなをふるること。
- (3) 成果品提出時期は以下のとおりとする。
 - ・令和元年度竣工資料による成果品 令和3年3月19日まで
- (4) 本仕様書に記載のない問題や業務が発生した場合は、監督員と協議したうえで対応を検討する。

4. 成果品

本業務完了後、以下のとおり紙データとして小矢部市配管水道台帳図を提出しなければならない。

- ① 小矢部市配水管水道台帳図
 - No.1 南谷・宮島・子撫・荒川地区
 - No.2 石動市街地周辺
 - No.3 若林・松沢・正得・埴生・藪波一部・東蟹谷一部・北蟹谷一部地区
 - No.4 北蟹谷一部・東蟹谷一部・藪波一部・津沢地区以上「縮尺指定（窓口用、車載用）」各4部
- ② 上記台帳「縮小版（A3版）」1部

明 細 表

第 2 号 資料収集整理

10km当り

作業内容	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	金額計							備考
資料収集整理													
員数計													
計													
機械経費													
部材・機材・経費計													
合計													
単位当り													

明 細 表

第 3 号 管路図作成(仕切弁等含む)

10km当り

作 業 内 容	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	金額計							備 考
管路図作成													
員数計													
計													
機械経費													
部材・機材・経費計													
合計													
単位当り													

--

工事一覧表

	配管延長 (m)
工事名	工事内訳
芹川地区配水管布設工事 (その5)	154.9
胡麻島・経田地区配水管布設工事 (その3)	157.6
県道改良に伴う野寺地区配水管布設工事	29.0
県道改良に伴う赤倉地区配水管布設替工事	10.2
下水道事業に伴う長地区配水管布設替工事 (その2)	120.1
下水道事業に伴う道林寺地区配水管布設替工事 (その2)	105.5
高木地区配水管布設工事	143.4
石王丸地区配水管布設工事 (その2)	285.8
経田地区配水管布設工事 (その2)	200.8
胡麻島・経田地区配水管布設工事	161.6
県道改良に伴う石動町地区配水管布設工事	34.8
芹川地区配水管布設工事 (その5)	161.5
蓑輪地区配水管布設工事 (その2)	147.1
下水道事業に伴う蓮沼地区配水管布設替工事 (その2)	153.5
芹川地区配水管布設工事 (その4)	140.9
下水道事業に伴う蓮沼地区配水管布設替工事 (その1)	284.3
下水道事業に伴う道林寺地区配水管布設替工事	187.8
県河川工事に伴う島地区配水管布設替工事	35.4
興法寺地区配水管布設工事 (その4)	236.3
興法寺地区配水管布設工事 (その3)	384.0
興法寺地区配水管布設工事 (その2)	335.3
経田・西島地区配水管布設工事	287.6
金屋本江地区配水管布設工事 (その2)	205.8
下後壙地区配水管布設工事 (その2)	214.8
名畑地区配水管布設替工事 (その2)	309.2
矢水町地区配水管布設替工事	238.4
新富町地区配水管布設替工事	286.7
名畑地区配水管布設替工事 (その1)	443.7
法楽寺地区配水管布設替工事	118.4
松永地区配水管布設替工事	218.5
平桜地区配水管布設替工事	321.3
芹川地区配水管布設工事 (その3)	161.9
後谷地区配水管布設工事	15.1
安養寺・高木地区配水管布設工事	259.8
下後壙地区配水管布設工事 (その1)	294.8

芹川地区配水管布設工事（その2）	204.6
金屋本江地区配水管布設工事（その1）	228.5
石王丸地区配水管布設工事（その1）	203.8
胡麻島地区配水管布設工事（その1）	263.5
金屋本江地区配水管布設替工事（その1）	241.1
蓑輪地区配水管布設工事（その1）	384.0
芹川地区配水管布設工事（その1）	212.1
経田地区配水管布設工事（その1）	305.0
興法寺地区配水管布設工事（その1）	249.4
下水道事業に伴う長地区配水管布設替工事（その1）	102.7
合計	9240.5